

2023年3月3日

内閣府副大臣（消費者庁担当） 大串 正樹 殿

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく
消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案）」等に関する緊急要請

立憲民主党旧統一教会被害対策本部長 西村智奈美

安倍元総理銃撃事件をきっかけに、あらためて旧統一教会の悪質な霊感商法による高額献金等の被害実態が明らかになったことから、昨年末、新たな議員立法が成立した。これは、被害者の救済に実効性ある対策を講じ、合理的な判断力を奪う違法な活動を抑止すべく、政治の急務の課題として責任があるとの強い認識に基づくものである。

いわゆるマインドコントロールの定義などを含めた救済の対象とする要件については超党派でも意見に違いがあったが、旧統一教会による被害を予防・救済する手立てを講じたいとの立法府からの強い思いで成立した法律である。

しかしながら、昨日3月2日締め切りでパブリックコメントにかけられた配慮義務規定に違反する行為等があった場合の処分基準案は、法律制定までの国会議論を限定的に読み取っており、実際の運用が困難となることは明らかである。

以上の観点から、次の5点の処分基準案の修正を求める。

記

1. 処分基準案「配慮義務の遵守に係る勧告等（法第6条）」について
 - ① 「（1）勧告」について、いわゆるマインドコントロールによる勧誘行為が行われた場合に、必ずしも外形的に自由な意思の抑圧の程度や期間の長さが著しいとはいえ、自らの意思で活動しているように見えることが既に参考人等の国会質疑でも共有されていることから、「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」については、「抑圧状態の形成過程で違法不当な方法が用いられた場合」なども明記すべきである。
 - ② 「（1）勧告」に関し、「『著しい支障が生じていると明らかに認められる場合』については、著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる場合のことであり、例えば、法人等の勧誘行為につき、配慮

義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合が考えられる。」としている。岸田総理は「いわゆるマインドコントロールによる寄附については、～（中略）～取消権の対象とは明確に言えない場合についても、今回措置する配慮義務規定に抵触し、民法上の不法行為認定に基づく損害賠償請求により、被害救済に対応できる」と答弁し、配慮義務規定は新法の禁止行為には組み込めなかったが、いわゆるマインドコントロールによる勧誘行為に対する救済規定であるとしている。したがって、例示を判決に限定するのではなく、全国の消費生活センター・法テラス・消費者庁など行政に多数の相談が寄せられている場合についても含めるべきである。

- ③ 「（１）勧告」に関し、「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」としているが、消費者被害の発生抑制の観点から、この点は削除すべきである。
- ④ 「（３）報告徴収」について、「１（１）に挙げた要件〔注：勧告の要件〕が全て満たされていると考えられる場合に行う。」としているが、勧告の要件と報告徴収の要件を同一とするのは不合理であり、「１（１）に挙げた要件が全て満たされているおそれがある場合に行う。」とすべきである。

2. 処分基準案「禁止行為に係る報告、勧告等（法第7条）」について

- ① 「（１）報告徴収」について、「禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており～（以下略）」としているが、いわゆるマインドコントロールの影響を受けた信者が、自主的に勧誘する事例も既に国会質疑で共有されていること、また、組織的に行われているか否かは外部から必ずしも明らかではないことから、上記の表現より「組織的に」の文言は削除すべきである。

以上

なお、旧統一教会被害の予防・救済の観点から、一日も早い施行が望まれていることから、2023年4月1日施行を目指すべきであることを付言する。